

クラウド安心カメラ約款

第1条 (約款の適用)

株式会社セールspartner (以下「当社」という) は、クラウド安心カメラ約款 (以下「本約款」という) を定め、本約款に基づき、当社が提供する「クラウド安心カメラ」(以下「本サービス」という) に関する契約を申し込んだ申込者 (以下「お客様」という) に対して、本サービスを提供するものとする。

第2条 (定義)

本サービスを利用して頂くため、当社がお客様に対して貸与する商品は、当社指定の商品 (以下「本商品」という) とする。

第3条 (審査)

お客様は、当社の定める方法により、本サービスに関する申込みを行うものとし、当社所定の審査により適当と判断された場合に限り、本サービスを利用できるものとする。

第4条 (支払期日・支払方法等)

お客様は、当社の定める本サービスの料金を、当社が定める支払期日・支払方法等に基づき、当社に対して支払うものとする。尚、お客様が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとする。

第5条 (納入)

当社は、お客様が指定する場所に本商品を納入するものとする。尚、本商品の設置、初期設定、本サービスに関するアプリのダウンロード・設定等は、お客様の責任及び費用負担にて行うものとする。尚、当該アプリは、当社が提供するアプリ又は推奨するアプリのいずれかとする。

第6条 (検査)

1. お客様は、当社が本商品を納入したときより3日以内 (以下「検査期間」という) に本商品の検査を行い、本商品の瑕疵もしくは数量不足等を発見した場合、当社に対し通知するものとする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を当社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。

第7条 (初期不良)

お客様は、当社から借り受けた本商品に引渡し前の原因に基づく初期不良が当社にて認められた場合に限り、お客様は当社に対して代替品の納入を申し入れることができるものとする。

第8条 (所有権)

本商品の所有権は、当社に帰属するものとする。

第9条 (遅延損害金)

当社は、お客様が本サービスに関する料金の支払いを遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

第10条 (第三者委託)

当社は、本商品の納入に関する業務及び本サービスの代金を集金する業務、その他本サービスに関する業務を、当社の指定する第三者に対して委託することができるものとする。

第11条 (危険負担)

本商品の納入前に本商品の滅失又は毀損が生じた場合は、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社が危険を負担するものとし、納入後に生じた滅失又は毀損が生じた場合は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

第12条 (瑕疵担保責任)

当社は、本商品の隠れたる瑕疵に関しては、その発生の際に拘わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第13条 (責任の制限)

当社は、本サービスに関して、お客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害 (特別損害を含む) について、一切の責任を負わないものとする。

第14条 (本サービス・約款の変更)

1. 当社は、お客様に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することができるものとする。
2. 当社は、前項に基づき本約款の内容を変更した場合、変更後の本約款の内容をお客様に当社が指定する方法により通知するものとする。
3. 本約款の内容が変更された場合、変更後の本約款の内容が適用されるものとする。

第15条 (権利譲渡の禁止)

お客様は、本サービスに関する契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供する等一切の処分をしてはならないものとする。

第16条 (損害賠償)

お客様が本約款の各条項のいずれかに違反したことにより、若しくは、本サービスに関連して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害 (逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとする。) 等を全額賠償する責任を負うものとする。

第17条 (通知)

1. 当社からお客様への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)にお客様に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。
3. お客様が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとする。

第18条 (報告義務)

1. お客様が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとする。
2. お客様が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとする。

第19条 (秘密保持)

お客様は、本サービスに関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとする。

第20条 (期限の利益の喪失)

1. お客様が、以下の各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとする。
 - ① 本約款の各条項のいずれかに違反したとき。
 - ② 第三者から差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、又は、受けることが明白であるとき。
 - ③ 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき。
 - ④ 支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
 - ⑤ 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - ⑥ 解散決議をしたとき。
 - ⑦ 当社に対する金銭債務その他の債務の履行を一度でも遅滞したとき。
 - ⑧ 株主構成又は経営主体等の一部もしくは全部に重大と認められる変更があり、委託業務の誠実な遂行に支障があると判断したとき。
 - ⑨ 財務状態が著しく悪化し、又は、その恐れがあると認められるとき。
 - ⑩ 信頼関係を著しく毀損したとき。
 - ⑪ 当社の名誉、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与え、又は、その恐れがあるとき。
 - ⑫ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む)となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
 - ⑬ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑭ 関係法令に抵触し、又は、監督官庁等からの指示、指導、勧告もしくは立ち入りを受けたとき、又は、そのおそれがあるとき。
2. 当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、事前の通知又は催告を要することなく、本サービスに関する契約を解除することができるものとする。

第21条 (修繕、保守等)

1. お客様は、善良なる管理者の注意をもって本商品を保全、使用し、その方法の如何を問わず本商品の加工もしくは改造をしてはならないものとする。また、お客様の責任と負担で本商品の点検整備を行うものとし、本商品が損傷等を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。
2. お客様は、本商品に紛失・滅失・盗難・破損等が生じた場合、本商品の購入に要する実費相当額を当社に支払う義務を負うものとする。また、お客様から当社に対して当該支払いを行うことにより、当社からお客様に対して新たに本商品を貸与し、契約期間満了日まで継続利用できるものとする。

第22条 (解約)

1. お客様は、当社が指定する方法により、本サービスに関する契約を解約することができるものとする。
2. お客様は、前項に定める方法により、解約手続きが完了した場合、別途当社が定める日において、本サービスに関する契約の解約が成立するものとする。

第23条 (解約後の措置)

1. お客様は、理由の如何を問わず本サービスに関する契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、当該契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとする。
2. お客様は、理由の如何を問わず本サービスに関する契約が終了した場合、当社が指定する期日までに、当社に対して本商品を返却するものとします。尚、当該期日までに本商品が返却されない場合、本商品を紛失したものとみなし、お客様は当社に対して、本商品の購入に要する実費相当額を直ちに支払うものとする。

第24条 (免責)

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由(以下「不可抗力」という。)により、本約款の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとする。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他お客様による本サービス・本商品の利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づきお客様が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を一切負わないものとする。
3. 本サービスの利用にあたり外部インターネットに接続して使用するものとする。また、外部インターネットに接続している場合でも、VPN(ヴァーチャルプライベートネットワーク)等の特定のインターネット接続環境下において、パブリックなインターネット接続を遮断している場合は除くものとします。
4. 同条3項において、本商品の不具合、障害等によりお客様に生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとし、また、いかなるサポートも行わないものとする。
5. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断、遅延、中止により生じた損害、本商品の設置・機能・障害等により生じた損害、その他本サービス、本商品に関して、お客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。
6. 本商品に付随して使用する記録媒体、電子媒体等の寿命、劣化、故障等により、お客様に生じた損害について、及び本商品に与える如何なる影響

について、当社は一切の責任を負わないものとする。

7. 本商品を使用するための本サービスに関するアプリ、PC用ソフトウェア及びカメラのファームウェア等のアップデートは、お客様自身が自己の責任及び費用負担にて行うものとし、当該アップデートを行わなかったことにより、お客様が損害を被った場合、当社は、当該損害を賠償する責任を一切負わないものとする。
8. お客様が本約款に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとする。
9. お客様の通信環境、通信状況等によって本サービスをご利用できない場合でも、当社は一切の責任を負わないものとする。

第25条 (利用停止)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとする。
 - ① 本サービスに関するサーバー・システム設備等の保守を行う場合。
 - ② 本サービスのシステムにウィルスの進入又は不正アクセスが行われた場合。
 - ③ 第24条に定める不可抗力が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。
 - ④ 当社が本サービスの提供を停止することが望ましいと判断した場合。
 - ⑤ お客様が本約款の各条項のいずれかに違反した場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したことによりお客様に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとする。

第26条 (禁止事項)

お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 本商品を第三者に譲渡、貸与、売買、商業利用、使用させる等の行為。
- ⑤ 海外へ本商品を輸出する行為。
- ⑥ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑦ 法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑧ 本サービス及びその他当社が提供するアプリケーションを改造、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル等の行為。
- ⑨ 本約款の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第27条 (契約期間等)

1. 本サービスに関する契約の最低契約期間は、お客様の本サービスに関して課金が開始された日の属する月を1ヶ月目とし、36ヶ月目の末日までとし、本サービスの契約期間満了日までに、お客様から当社に対して、本サービスの利用を解約する旨の意思表示がない場合、本サービスの契約期間は自動的に同一条件で1ヶ月更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 本サービスの最低契約期間内に、理由の如何に関わらず、本サービスに関する契約が終了した場合、お客様は、本サービスの月額料金に36を乗じた額から、当該終了時まで、お客様が当社に対して支払った本サービスの月額料金の合計額を控除した金額を、当社が定める期日までに当社に対して支払うものとする。
3. 当社が定めた無料期間内に、本サービスに関する契約が終了した場合、お客様は、本サービスの月額料金に36を乗じた額を、当社が定める期日までに当社に対して支払うものとする。

第28条 (サービスの変更・廃止)

1. 当社は、お客様に対し事前に通知することにより、お客様の承諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができるものとする。
2. 当社は、本サービスの一部または全部を廃止することができるものとする。この場合、当社はお客様に対し、廃止予定日の14日前までにその旨を通知するものとする。

第29条 (合意管轄)

本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、訴訟に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第30条 (信義誠実の原則)

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし、お客様及び当社は協議の上、これを解決するものとする。

以上

制定日：平成25年6月1日
改定日：平成25年9月1日
改定日：平成26年2月1日
改定日：平成27年6月1日
改定日：平成27年7月31日

【別紙】

別紙につきましては、お客様のうち、当社に対して「クラウド安心カメラ訪問設定サポート」(以下「訪問サービス」という。)を申し込んだお客様に対してのみ適用されます。

◆訪問サービスのサービス内容

お客様が指定する事務所等に、当社が指定する作業員(以下「作業員」といいます)が訪問し、本商品の設置・工事等を行うサービスとなります。お客様は、訪問サービスに関する料金として、当社の定める料金を、当社が定める支払期日・支払方法等に基づき、当社に対して支払うものとする。尚、お客様が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとする。

※お客様は、訪問サービスのキャンセルを行えないものとする。

※当社は、お客様から多数の要望が殺到した場等、お客様が指定する日時に訪問サービスの提供を行えない場合があるものとし、その場合、お客様と当社は、改めて訪問サービスを行う日時を設定するものとし、お客様は当社に対して、一切異議を申し立てないものとする。

※お客様の指示に基づき、従業員が作業を行い、お客様の事務所等の壁・天井等に穴をあける作業等について、当社は一切の責任を負わないものとし、お客様は当社に対して、一切異議を申し立てないものとする。

※別紙に規定しない事項については、本約款の規定が適用されるものとする。